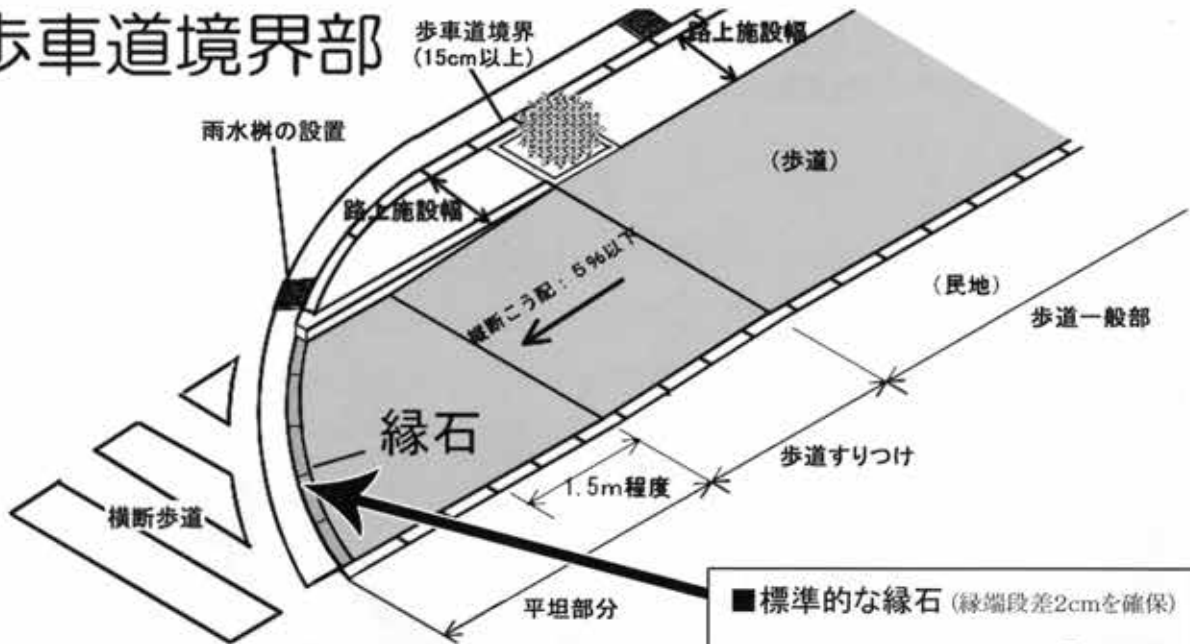


■歩車道境界の縁端段差について以下を規定

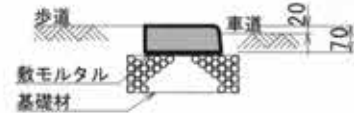
歩車道境界部



<問題点>

- ・段差を2cmとする事のみでは、視覚障害者の識別性及び車いす使用者の通行性を高いレベルとする事ができない。
- ・安易にゼロの段差として、視覚障がい者の識別性を確保されていない事例がある。

■標準的な縁石 (縁端段差2cmを確保)



2cmの段差は・・・

【視覚障がい者】

白杖や足により歩車道境界を認知可能

【車いす使用者】

車いすで段差を登ることが可能

解決策

2cm未満の段差について、視覚障がい者の識別性を確保する事等の検討を行い、条件が満たされれば、整備を可能とする。

【①対象となる縁石形状の例】



- ・国土交通省の実験の結果、車いす使用者及び視覚障がい者ともに評価の高かったものの例。

【②識別性確保の工夫事例】



- ・視覚障がい者誘導用ブロックを設置した例



- ・縁石表面に突起を付けた例

①と②の機能を持った新型縁石